

地域自立・活性化総合支援制度等の創設

(国費:360億円)

資料2 - 5

地域自立・活性化交付金

(国費:200億円)

都道府県が広域的地域活性化基盤整備計画(仮称)を作成
【計画期間3~5年程度】
計画に基づき、国土交通大臣が交付金を一括して交付
【交付率 約45%】

地域自立・活性化事業推進費

(国費:150億円)

都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画(仮称)の効果的な推進を図るため、計画と密接に関連する直轄事業等に年度途中で予算を機動的に移替え

幅広い支援メニュー

国土交通省が所管する幅広い基盤整備事業(都道府県が実施するもの)が対象
【道路、河川、鉄道、港湾、空港、下水道、住宅、公園
土地区画整理事業、市街地再開発事業】
都道府県の自由な発意によるソフト事業等も含め、ハード・ソフト一体の幅広い支援メニュー

地方の自主性・裁量性が極めて高い仕組み

計画に記載された対象事業への国費の充当は自由
年度途中の事業間の国費の融通に係る変更手続き不要

民間プロジェクトとの効果的な連携

民間プロジェクトの進捗に合わせた事業間の国費の融通可能
ソフト事業等を通じた、民間への支援・協働

交付金・推進費の連携、民都機構の支援により地域の自立・活性化の取組を総合的に推進

民間事業者への支援

(国費:10億円)

計画の重点地区内で行われる民間の都市開発事業(オフィス、会議場等)の立ち上げを民間都市開発推進機構からの出資で支援
都市開発事業を行う民間事業者から都市計画を提案

広域的地域活性化のための支援スキーム

- 人口、経済力等で欧州一国に匹敵し東アジア等との直接の交流を深めつつある地域ブロックの自立・活性化を促進
- アジア地域や国内各地の広域にわたる経済活動、教養文化活動等の広域的活動の促進により、地域を活性化
- 民間と連携した地域の発意による自立・活性化戦略に基づきハード・ソフト一体の総合的な支援を展開
広域的な経済活動等に不可欠な公共施設を集中的に整備
民間の広域的活動の拠点施設の整備への支援、都市計画手続の特例等により地方中核都市を再生

基本方針【国土交通大臣が作成】

広域的地域活性化基盤整備計画(仮称)【都道府県が作成】

- 目標
- 会議場、オフィスビル、工場、流通センターなどの民間プロジェクトと重点地区
- 広域的な経済活動等の基盤となる公共施設の整備 等

- (プロジェクト例)
- ・生産・物流機能強化
 - ・都市・農村交流促進
 - ・地方都市再生
 - ・観光活性化

- 国土形成計画等との整合
- 民間事業者との連携

国土交通大臣に提出

重点地区

ハード・ソフトに活用可能な交付金の交付(都道府県)
= 地域自立・活性化交付金

- ・都道府県が実施する公共施設の整備
(道路、河川、鉄道、港湾、空港、下水道、住宅、公園
土地区画整理事業、市街地再開発事業)
- ・地域の発意によるソフト事業
(人材育成・誘致、都市と地方の交流事業などに充当可能)

民間拠点施設整備事業計画
【民間事業者が作成】

国土交通大臣の認定

- ・民間都市開発推進機構からの出資
- ・都市計画の提案

直轄事業等によるインフラの整備
= 地域自立・活性化事業推進費

連携